平成２４年（フ）第１４８号
北九州市小倉南区葛原本町３丁目14番16号
債務者　鈴木　悠司
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５０号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番17―201号
債務者　野中　隆二
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０号
福岡県田川市大字伊田1879番地１　経塚アパート５、前住所福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　平塚あまり
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県田川郡糸田町4142番地７
債務者　花田賢一郎
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第９４号
佐賀県唐津市北波多徳須恵1438番地45
債務者　開原　和義
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４８号
大分市下郡中央２丁目10番14号　Ｍ２コーポＡ３
債務者　吉良ミチ子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
大分県杵築市大字杵築1437番地２　デュエルピオ205、申立時の住所大分県杵築市大字宮司653番地　飛田アパート№３
債務者　工藤　直子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目22番地36
債務者　九万田あゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６６号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目11番22―22号
債務者　井原　晋一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県鹿屋市横山町1857番地５
債務者　新地美由紀（旧姓石神）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田3042番地１、前住所鹿児島県志布志市有明町野神984番地２
債務者　藤田　義明
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
青森県八戸市下長２丁目20番19号　セジュール河原木202、前住所岩手県盛岡市緑が丘４丁目１番13号　ラ・ノビア201号
債務者　嵯峨　由紀
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘11番地１　ニューハイム南ヶ丘Ｂ―１、前住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野上34番地235
債務者　栗林　三夫
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
福島県須賀川市東町15番地８　サンシティ須賀川東町208号
債務者　吉田　真実
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
福島県郡山市片平町字大山南２番地の155
債務者　安中江美子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
福島県郡山市田村町金屋字平舘32番地
債務者　渡辺　博樹
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
神戸市西区桜が丘西町２丁目18番地の13
債務者　藤田　朱美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係